

## 令和2年度後発医薬品使用促進計画

(別添2 様式例)

策定年月日 令和2年4月30日

自治体名 (福祉事務所名)	吉野川市 (吉野川市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (令和2年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 <sup>(※)</sup> (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			86.2%	80.0%	72.8%	7.2%
<b>&lt;現在の状況&gt;</b> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関する集計) ① 患者の意向による。(45.3%) ② 薬局に在庫がない。(47.2%) ③ 後発医薬品がない。(7.5%)  2. 関係機関への説明の状況 ○ 医療券等発送時に医療機関及び薬局に対して後発医薬品の原則使用についてリーフレットを配布し、協力を求めている。 ○ 吉野川市医師会に後発医薬品の原則使用について説明を行い、協力を求めている。			<b>&lt;対応方針&gt;</b> ----- <b>被保護者への説明</b> ○ 定期訪問の際に、ケースワーカーと専属保健師が後発医薬品の原則使用について説明を行う。 ----- <b>関係機関への説明</b> ○ 当市の使用促進の実績について市医師会へ説明を行い、協力を求める。 ○ 生活保護制度における原則服用について市医師会へ説明を行い、協力を求める。 ○ 後発医薬品の使用原則化について協力依頼文書を医療機関及び薬局へ送付する。 ----- <b>薬局における備蓄について</b> ○ 後発医薬品の在庫が少ない薬局に対し、備蓄向上に向けた依頼文書を送付する。 ----- <b>その他</b>			
<b>&lt;使用促進が進んでいない原因&gt;</b> ○ 患者が希望するかどうかにかかわらず、原則として後発医薬品が調剤されることとなっていますが、後発医薬品の使用に不安を持つ被保護者が医療機関等に処方内容を相談し、結果先発医薬品が調剤される場合がある。 ○ 薬局に医師が処方した後発医薬品の在庫がない場合がある。			<b>&lt;備考&gt;</b>			

※ 毎年度 80%達成を目指す。